

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部 を改正する規程

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条中「45分、8時間を超える場合は」を削る。

第7条中「4週間を通じて8日を下回らないよう」を「別に」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 特別休暇の期間には、休日等を含むのものとする。ただし、別に定める場合にあっては、この限りでない。

第13条中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)